

フランスにおける  
人種差別的表現の法規制(2)

光 信 一 宏

# フランスにおける 人種差別的表現の法規制(2)

光 信 一 宏

はじめに

## I 1972年7月1日のプレヴァン法

1. 前身としての1939年4月21日のマルシャンドー法
2. プレヴァン法の制定の経緯
3. プレヴァン法の要点（以上、第40巻第1・2合併号）

## II 人種的名誉毀損罪および同侮辱罪

1. 単純名誉毀損・侮辱罪との異同
2. 共和制原理との関係
3. 表現の自由との関係
  - (1) 1789年人権宣言11条との適合性
  - (2) 欧州人権条約10条との適合性
4. 具体的事例
  - (1) モラン事件
  - (2) デュードネ事件（以上、本号）

## III 人種的憎悪扇動罪

## IV ホロコースト否定罪

むすびに代えて

## II 人種的名誉毀損罪および同侮辱罪

### 1. 単純名誉毀損・侮辱罪との異同

前述のように出版自由法は、23条に規定された公表手段によって行われる出生または特定の民族、国民、人種もしくは宗教への帰属の有無を理由とする人または人の集団に対する名誉毀損および侮辱を禁じている（32条2項、33

条3項)。名誉毀損が「他人の名誉または名声を侵害する事実の引用もしくは非難<sup>1)</sup>」(29条1項)であるのに対し、侮辱は「事実にもとづく非難を含まない侮蔑的表現、すなわち侮言あるいは罵言」(29条2項)である。侮辱も他人の名誉・名声の侵害であるが、事実を表示しない点で名誉毀損と区別される。本節では、私人に対する名誉毀損罪および侮辱罪(32条1項, 33条2項。以下それぞれ「単純名誉毀損罪<sup>2)</sup>」, 「単純侮辱罪<sup>3)</sup>」という)と対比しつつ<sup>4)</sup>、出版自由法に定められた人種的名誉毀損・侮辱罪の成立要件, 正当化事由, 法定刑, 訴追の主体および時効について瞥見する。

まず成立要件であるが、単純名誉毀損罪が、①公然性(23条の定める公表手段によること)、②明確かつ特定の事実の引用または非難、③特定人の名誉または名声の侵害、および④加害者の悪意(他人の名誉・名声を侵害するという意識)<sup>5)</sup>を要件とするのに対し、人種的名誉毀損罪では要件③が修正され、「人または人の集団の出生または特定の民族、国民、人種もしくは宗教への帰属の有無を理由とする名誉または名声の侵害」(傍点は引用者)となっている(要件①、②および④は同じ)。また、人種的侮辱罪の成立要件は、要件②がない点を除き人種的名誉毀損罪のそれとほぼ同じである<sup>6)</sup>。

正当化事由については、人種的名誉毀損罪の場合、単純名誉毀損罪と異な

1) 引用 (allégation) とは他人の話したことや噂を援用することであり、非難 (imputation) とは自ら知っている事実を表示することである (Michèle-Laure Rassat, *Droit pénal spécial Infractions du Code pénal*, 6<sup>e</sup> éd., 2011, p. 579.)。但し、2つの概念を厳密に区別する実益はない。

2) 単純名誉毀損罪について、山本桂一「フランスにおける表現の自由(4・完)——フランスの基本的権利及び自由の考察——」国家学会雑誌71巻10号(1958年)986頁以下、大石泰彦『フランスのマス・メディア法』(現代人文社、1999年)175頁以下を参照。

3) 単純侮辱罪について、山本桂一「フランスにおける表現の自由(2)——フランスの基本的権利及び自由の考察——」国家学会雑誌71巻1号(1957年)35頁以下を参照。

4) 出版自由法には、そのほか、裁判所、軍、政府機関および行政官庁に対する名誉毀損・侮辱罪(30条, 33条1項)、内閣の構成員、国会議員、公務員、公権力の執行者等に対する名誉毀損・侮辱罪(31条, 33条1項)、および死者の名声に対する名誉毀損・侮辱罪(34条)の規定が置かれているが、人種的名誉毀損・侮辱罪の特徴を明らかにするには、単純名誉毀損・侮辱罪と対比するのが妥当である。

5) 悪意の存在は他人の名誉・名声の侵害によって推定される(大石・前掲注2), 182頁)。

り、刑事被告人による真実性の抗弁が認められていない<sup>7)</sup> 人種差別的表現の正当性を認めることはプレヴァン法の趣旨に明らかに反するからである<sup>8)</sup> 同様に、善意の抗弁も認めるべきではないとする見解<sup>9)</sup> が有力であるが、破毀院は抗弁を承認しているとされる<sup>10)</sup> また、被害者の挑発が先行した場合、加害者は人種的侮辱罪に問われないとする判例<sup>11)</sup> が確立している。33条2項に、単純侮辱は「それに挑発が先行しなかった場合」に処罰されるとあり、33条3項に、人種的侮辱は「前項に規定された条件の下で」処罰されるとあるので、破毀院の解釈は妥当であろう<sup>12)</sup>

法定刑は、単純名誉毀損・侮辱罪が1万2千ユーロの罰金刑である<sup>13)</sup> (32条1項、33条2項) のに対し、人種的名誉毀損罪は1年の拘禁刑および4万5千ユーロの罰金刑あるいはそのいずれか一方の刑(32条2項)、また人種的侮辱罪は6カ月の拘禁刑および2万2千500ユーロの罰金刑であり(33条3項)、累犯による刑の加重<sup>14)</sup> が認められる(63条)。なお、有罪判決の場合、裁判官は被告に判決文の掲示もしくは頒布を命ずることができる(32条4項、33条5項)<sup>15)</sup>

6) 但し、単純侮辱罪であると人種的侮辱罪であるとを問わず、侮蔑的表現はすなわち他人の名誉・名声の侵害であるので、「名誉または名声の侵害」の有無を改めて問題にする必要はない。

7) Cour de cassation, chambre criminelle, 11 juillet 1972, n° 70-93211.

8) Christophe Bigot, *Connaître la loi de 1881 sur la presse*, Victoires-Éditions, 2004, p. 147.

9) ベルトラン・ドゥ・ラミ (トゥールーズ第1大学教授) は、「善意の名誉毀損者はいらぬかもしれないが、善意の人種主義者はいない」と述べている (Bertrand de Lamy, *La liberté d'opinion et le droit pénal*, L. G. D. J., 2000, p. 193.)。

10) Cf. Stéphane Detraz, "La répression des infractions de presse à caractère discriminatoire", *Travaux de l'institut de sciences criminelles et de la justice*, n° 1, 2011, p. 207.

11) Cour de cassation, chambre criminelle, 13 avril 1999, n° 98-81625.

12) 但し、異論もある (Cf. Emmanuel Dreyer, *Responsabilité civile et pénale des médias*, 3<sup>e</sup> éd., LexisNexis, 2012, p. 311.)。

13) 以前は罰金刑のほかに拘禁刑が認められていたが、2006年6月15日の法改正 (Loi n° 2000-516 du 15 juin 2000 renforçant la protection de la présomption d'innocence et les droits des victims, *J. O. R. F.*, 16 juin 2000, pp. 9038 et s.) によって廃止された。

14) 人種的憎悪扇動罪についても同様である。

15) 人種的憎悪扇動罪およびホロコースト否定罪についても同様であるが、人種的憎悪扇動罪の場合、さらに刑法典131条の26第1項2号および3号所定の公民権の剥奪 (期間の上限は5年) を命ずることもできる。

また、単純名誉毀損・侮辱罪が親告罪である（48条6項）のに対し、人種的名誉毀損・侮辱罪では、被害者の告訴にもとづく訴追のほか、検察官の職権による訴追が可能である（48条6項ただし書）。さらに、当該犯罪の5年以上前に正式に届け出を行っていた反人種差別団体（「規約において、奴隷およびその子孫の名誉を擁護し、人種差別と闘い、あるいは国民的、民族的、人種的または宗教的帰属にもとづく差別の犠牲者を救援することを定めている団体」）の訴権が認められている（48条の1第1項）<sup>16)</sup>。但し、被害者が個人である場合、その所属団体は本人の同意がなければ訴訟に参加することができない（48条の1第2項）。

時効期間は、人種的名誉毀損・侮辱罪では1年であり（65条の3）<sup>17)</sup>他の出版犯罪が3カ月である（65条）のと比べ長くなっている<sup>18)</sup>。このことについて、破毀院<sup>19)</sup>から、「1789年人権宣言6条<sup>20)</sup>において認められた裁判の前の平等原則を侵害するか」というQPC（合憲性優先問題）<sup>21)</sup>を移送された憲法院は、①時効期間が1年の犯罪が明確に定義されている、②犯罪の性格に応じた別異の

16) 人種的憎悪扇動罪についても同様である。なおホロコースト否定罪については、当該犯罪の5年以上前に正式に届け出していたレジスタンス・強制収容所収監者保護団体（「規約において、レジスタンス運動あるいは強制収容所に監禁されたレジスタンス運動家の精神的利益および名誉を擁護することを定めている団体」）の訴権が認められている（48条の2）。

17) 人種的憎悪扇動罪およびホロコースト否定罪についても同様である。なお、本規定は2004年3月9日の法改正（Loi n° 2004-204 du 9 mars 2004 portant adaptation de la justice aux évolutions de la criminalité, *J. O. R. F.*, 10 mars 2004, pp. 4567 et s.）によって導入されたものである。

18) とはいえ、一般法において軽罪の時効期間が3年である（刑事訴訟法典8条）のと比べると短い。

19) Cour de cassation, chambre criminelle, 22 janvier 2013, n° 12-90064.

20) 同条は、「……法律は、保護する場合であれ、処罰する場合であれ、万人に対して同一でなければならない。……」と定める。

21) 憲法院がQPCについて付託されるのは、①異議を申し立てられた規定が訴訟もしくは訴訟手続きに適用されるか、または提訴理由を構成し、②事情の変更がある場合を除き、異議を申し立てられた規定が以前に憲法院判決の理由および主文において合憲であると宣言されておらず、③問題が新しい、または重大な性質を示すときである。QPCの概要について、フランス憲法判例研究会編『フランスの憲法判例Ⅱ』（信山社、2013年）303頁以下（池田晴奈執筆）を参照。

取扱いは、訴追および有罪判決の容易化という立法目的に照らすと均衡を欠くものではない、および③防御権が侵害されていないとして、合憲であると判断している<sup>22)</sup>

## 2. 共和制原理との関係

ブレヴァン法（人種的名誉毀損・侮辱罪および人種的憎悪扇動罪の規定）に関しては、3.で見えるように、表現の自由を保障する1789年人権宣言11条および欧州人権条約10条との適合性が問題となるが、同様に、フランス共和制原理（「一にして不可分の共和国」）との関係が問われる必要がある<sup>23)</sup> 実際、少数ながら、共和制原理との不整合性を指摘する見解がある。それを見る前に、共和制原理について一言述べると、同原理は多義的であり、様々な理解が可能であるが、一応、「自由かつ権利において平等な諸個人からなる不可分一体の国民の創出」と理解しておく。そして私見によれば、1789年人権宣言に由来する同原理には、各人に同一の本性が備わっているとす「普遍主義的人間観」、差異を無視して万人を均一に扱うべきであるという「絶対的平等の理念」、および、唯一個人だけが人権の享有・行使主体であるという「個人主義の理念」が内在している<sup>24)</sup>

さて、人種差別的表現の規制と共和制原理の関係について、カナダの比較政治学者カレン・バードは次のように述べている。「共和制の理論における個人的権利の普遍性 (universality of individual rights) の下では、集団的アイデンティティへの攻撃によって人々が恥辱を受けないように保護する法律を構想することは困難である。もしも諸個人が（国家的秩序による制限のみに服する）同等の権利を享有すべきであるとすれば、共和制原理に従って、諸個人は同じ市民として権利付与者である国家に直接組み入れられるべきであり、排他的なアイ

22) Conseil constitutionnel, n° 2013-302 QPC DC 12 avril 2013.

23) ホロコースト否定罪の規定を新設したいわゆるゲソ法の問題はIVで論ずる。

24) 拙稿「フランス憲法第1条と民族的マイノリティの権利保護——平等原則の問題を中心に——」『現代社会における国家と法 阿部照哉先生喜寿記念論文集』（成文堂、2007年）535頁以下。

デンティティ集団の一員としての公然たる要求を抑えなければならない<sup>25)</sup>」。しかし、プレヴァン法は集団的アイデンティティを暗に承認しており、それは「権利の普遍的枠組み<sup>26)</sup>」、「普遍主義的な平等論<sup>27)</sup>」からの逸脱であるとバードは指摘する。

また、フランスの憲法学者ベルトラン・マテュー（パリ第1大学教授）もプレヴァン法に違憲の疑いがあることを示唆している。「示唆」という言葉を使うのは、マテューは、「差別と闘い平等を促進する高等機構の創設に関する2004年12月30日の法律第1486号<sup>28)</sup>」（以下「2004年法」という）を組上に載せているからである<sup>29)</sup>すなわち2004年法は、プレヴァン法にならい、出版自由法の中に、性別、性的指向または性自認もしくは障害を理由とする人または人の集団に対する名誉毀損、侮辱、差別・憎悪・暴力の扇動を禁ずる規定<sup>30)</sup>および、これらの犯罪について反差別団体の訴権を認める規定<sup>31)</sup>を新設してい

25) Karen L. Bird, "Racist Speech or Free Speech? A Comparison of the Law in France and the United States", *Comparative Politics*, vol. 32, n° 4, July 2000, p. 408. 他方で、バードは次のように論じている。「法律による人種差別的表現の制限は2つの点で共和制の哲学に合致している。第1に、民主的諸権利の相互の享有は国家的秩序においてのみ確保しうる。そこでは、生来的自由の制限によって、ある人の権利の行使が他者による同じ権利の享有を妨げないことが保障される。第2に、こうした相互的な自由の保障は集団的に (collectively) 正当化される公権力にもとづいて、すなわち……代表的政府の立法行為にもとづいて行なわれなければならない」(Ibid.)。

26) Ibid., p. 408.

27) Ibid., p. 407.

28) Loi n° 2004-1486 du 30 décembre 2004 portant création de la haute autorité de lutte contre les discriminations et pour l'égalité, *J. O. R. F.*, 31 décembre 2004, pp. 22567 et s. 同法について、鈴木尊紘「フランスにおける差別禁止法及び差別防止機構法制」外国の立法 No. 242 (2009年) 55頁以下を参照。

29) Bertrand Mathieu, "Le délit d'homophobie ou la violation de la Constitution par consensus", *Actualité juridique du droit administratif*, 24 janvier 2005, p. 113. ; du même, "La liberté d'expression en France : de la protection constitutionnelle aux menaces législatives", *Revue du droit public*, 2007, pp. 246-247.

30) 出版自由法 32条3項, 33条4項および24条9項によると、23条に規定された手段によって、「性別、性的指向または性自認もしくは障害」を理由とする人または人の集団に対する名誉毀損、侮辱、差別・憎悪・暴力の扇動を行った者は、それぞれ人種的名誉毀損罪、人種的名誉毀損罪、人種的名誉毀損罪と同じ刑罰を科される。

るが、マテューは同性愛者の集団が法的に承認され、特別な保護を受けることに異論を唱える<sup>32)</sup>

マテューが同性愛者集団の承認に反対する理由は3つある。①個人がその意思に反し同性愛者集団の中に組み込まれ、自由が侵害されること、<sup>33)</sup>②平等原則にもとづき、他の諸集団をも承認せざるを得なくなること、そして、③各人はただ人であるがゆえに同等の尊厳を認められるべきであるという「人権の普遍性」に反することである。共和制原理の観点から見て重要なのは③であるが、マテューは自説の根拠として、2004年11月18日の国家人権諮問委員会(CNCDH)の意見<sup>34)</sup>およびその翌日に出た憲法院判決<sup>35)</sup>を援用する。

CNCDHの意見は2004年法の元になった政府案の撤回を勧告したものであり、「尊重され保護されるべきはある一定の特徴を持った人ではなく、人それ自体である」とした上で、「特別な保護を必要とする人の範疇を増やすこと」はそうした人権の普遍性・不可分性および権利の平等を侵害するおそれがあると指摘している。まさに、マテューの議論と軌を一にするといいよいであろう。

憲法院判決は欧州憲法制定条約に関して下されたものであり、共和国の不可分性、出生・人種・宗教による差別の禁止、共和国の言語および国民権等を謳う1958年憲法1条ないし3条の規定から、「出自、文化、言語または信条の

31) 出版自由法48条の4、48条の5および48条の6によると、当該犯罪が行われた日の5年以上前に、規約において、性的指向、性別もしくは障害を理由とする暴力または差別と闘い、あるいはその犠牲者を援助する旨を定め、正式に届け出ているすべての団体は私訴原告人の権利を認められる。

32) 2004年法は性差別的表現や障害者への差別的表現をも規制の対象としているが、マテューは同性愛者集団に対する差別的表現の規制に批判的を絞っている。

33) マテューの批判は、個人のアイデンティティは本人の選択に委ねるべきであり、国家による強制は許されないという考えにもとづくものである。

34) Commission nationale consultative des droits de l'homme, *Avis sur le projet de loi relatif à la lutte contre les propos discriminatoires à caractère sexiste ou homophobe*, 18 novembre 2004 (本文書はCNCDHのHP (<http://www.cncdh.fr/fr>) において閲覧することができる)。

35) Conseil constitutionnel n° 2004-505 DC 19 novembre 2004. 同判決について、前掲注21)、17頁以下(中村民雄執筆)を参照。



共有によって定義される集団」(一言でいうと民族)への集団的権利の付与の禁止という原則を導いている<sup>36)</sup>。なお、マテュー論文では触れられていないが、この憲法上の原則を最初に提示したのが欧州地域語・少数言語憲章に関する1999年6月15日判決<sup>37)</sup>であり、「憲章は地域語・少数言語の話し手の『集団』に特別な権利を付与しているがゆえに」共和国の不可分性、法律の前の平等およびフランス人民の単一性の原則<sup>38)</sup>に抵触すると判示している。

しかし、こうした2004年判決の援用は、同判決は同性愛者集団に言及していないという批判<sup>39)</sup>を受けている。確かに、2004年判決や1999年判決との関係では、2004年法でなくむしろプレヴァン法の合憲性が問題となるはずである。なぜなら、同法は、「出生または特定の民族、国民、人種もしくは宗教への帰属の有無を理由とする人または人の集団……」(傍点は引用者)とあるように、人種的もしくは民族的集団の存在を承認していると思われるからである。

しかしながら、結論から先にいえば、プレヴァン法を違憲と断ずることは妥当ではないと思われる。1999年判決が欧州地域語・少数言語憲章の規定を違憲としたのは、マイノリティの集団的アイデンティティの保護を図るねらいを

36) 憲法院によると、欧州連合基本権憲章(欧州憲法制定条約第2部)は、その定める権利が「加盟国に共通の憲法の伝統に調和するように」解釈されなければならないと規定しているため、「出自、文化、言語または信条の共有によって定義されるいかなる集団に対してであれ、集団的権利が承認されることを禁じた憲法1条ないし3条の規定が尊重されている」という。

37) Conseil constitutionnel n° 99-412 DC 15 juin 1999. 同判決について、前掲注21), 46頁以下(糠塚康江執筆)を参照。

38) 「憲法は、出生、人種または宗教の差別なく、すべてのフランス市民によって構成されるフランス人民しか承認していない」というフランス人民の単一性の原則は、コルシカに従来の地方公共団体とは異なる特別な法的地位を認める法律の中の「フランス人民を構成するコルシカ人民」という文言を違憲とした1991年5月9日の憲法院判決において提示されたものである(Conseil constitutionnel n° 91-290 DC 9 mai 1991. 同判決について、フランス憲法判例研究会編『フランスの憲法判例』(信山社、2002年)336頁以下(佐藤寛稔執筆)を参照)。

39) Nathalie Droin, *Les limitations à la liberté d'expression dans la loi sur la presse du 29 juillet 1881*, L. G. D. J., 2010, p. 149.

見て取ったからである<sup>40)</sup>一方、プレヴァン法における「人の集団」という文言は、マルシャンドー法に関し指摘した<sup>41)</sup>ように、単純名誉毀損・侮辱罪が「人」に対してしか成立しないという法の不備を埋め、人種差別的表現の規制を強化するためのものであり、マイノリティであるか、マジョリティであるかは不問に付される<sup>42)</sup>つまり、目的は、ある論者の言葉を借用すれば、「集団間の差異の維持ではなく、反対にそれを消去し、各人が、その帰属する集団の如何を問わず、同じ扱いを受けられるようにすること<sup>43)</sup>」にあり、それはマテューのいう「人権の普遍性」の趣旨に適合しこそすれ、違背するものではない。そして、人種もしくは民族的集団への差別的表現を禁ずる法律が当該集団に言及することは不可避であり、当然であろう<sup>44)</sup>

ただ、プレヴァン法で認められている団体訴権の趣旨をどう理解するかは検討を要する問題である。この点、立法当時、「人種的集団の精神的利益の保護」であるとされたことは前述したが<sup>45)</sup>今日、排他的な民族的利益の実現手段と化しているとして、コミュニタリアズム (communautarisme) の病理を剔抉する研究者<sup>46)</sup>もいる。そうした批判は批判として、確かに団体訴権の行使には被侵害法益の回復という目的もあるが、起訴便宜主義の持つ欠点の是正による処罰の実効性の確保という公共的な意義が認められるべきではなかろうか<sup>47)</sup>

40) 憲章に添付された注釈書では、「憲章の目的は地域語・少数言語の話し手のために個人的権利または集団的権利を創造するものではない」とされ、フランス政府の解釈宣言でも同様の見解が提示されたが、憲法院は与しなかった(拙稿・前掲注 24), 534 頁)。

41) 拙稿「フランスにおける人種差別的表現の法規制(1)」愛媛法学会雑誌第 40 巻第 1・2 合併号(2014 年) 45 頁～46 頁。

42) フランス人やキリスト教徒といったマジョリティに対する人種差別と闘う団体の訴権を認めた判例として、Cour de cassation chambre criminelle, 16 avril 1991, n° 90-87509 がある。

43) Olivia Bui-Xuan, *Le droit public français entre universalisme et différencialisme*, Economica, 2004, p. 189.

44) フランスでは、法令における人種という言葉の使用の是非をめぐる長年にわたる議論がある(Cf. *Mots*, n° 33, 1992, 398 p.) が、人種差別禁止法において人種あるいはそれに類する言葉を使わないことは果たして可能であろうか。

45) 拙稿・前掲注 41), 53 頁。

46) Guillaume Lécuyer, *Liberté d'expression et responsabilité, Étude de droit privé*, Dalloz, 2006, pp. 196 et s.; Droin, *supra* note 39, p. 144.

### 3. 表現の自由との関係

#### (1) 1789年人権宣言11条との適合性

フランスの判例<sup>48)</sup>および憲法学説<sup>49)</sup>によると、表現の自由——「内心の意見や思想を外部に表明する自由」と定義しておく——の憲法上の根拠規定は1789年人権宣言11条である。同条の全文は以下のとおりである。「思想および意見の自由な伝達は、人のもっとも貴重な権利の1つである。したがってすべての市民は、法律により定められた場合にこの自由の濫用について責任を負うことを除き、自由に話し、書き、印刷することができる。」

1984年10月10・11日の憲法院判決によると、表現の自由が「人のもっとも貴重な (*précieux*) 権利の1つ」とされるのは、「その行使が他の権利・自由の尊重および国民主権にとって不可欠な保障の1つ」だからである<sup>50)</sup>判決のいう「国民主権」は民主制(民主主義)と同義であると解される<sup>51)</sup>また、「他の権利・自由の尊重……にとって不可欠な保障」とは、市民が他の権利・自由の保障度を監視し、政府による不当な人権侵害を批判・矯正するために必要な基本的条件であるという意味であろう<sup>52)</sup>

表現の自由は、このように自由な民主主義社会の維持・発展に資するという重要な価値ないし機能を有するが、しかしこのことは、その無制約性および文字どおりの優越性を意味しない<sup>53)</sup>なぜなら、立法府には、「憲法的価値を有す

47) 反人種差別団体が賠償請求額を1ユーロとする場合は少なくないが、それは賠償を受けるのが目的ではないからである。なお、1985年から2000年までに下された人種的名誉毀損・侮辱罪、人種的憎悪扇動罪、ホロコースト否定罪および戦争犯罪擁護罪に関する破毀院の判決のうち、反人種差別団体が直接召喚 (*citation directe*) 等の方法によって訴えを提起し、あるいは、単独で上訴するなど、訴訟手続きにおいてイニシアティブを発揮した例は全体の62.1%にのぼるといふ (Lécuyer, *supra* note 46, pp. 196 et s.)。

48) Conseil constitutionnel n° 84-181 DC 10-11 octobre 1984, cons. 35 et 36 (同判決について、前掲注 38), 153頁以下 (矢口俊昭執筆) を参照。

49) Louis Favoreu et al., *Droit des libertés fondamentales*, 1<sup>re</sup> éd., Dalloz, 2000, p. 225.

50) Conseil constitutionnel, *supra* note 48, cons. 37.

51) Michel Fromont, “Les titulaires de la liberté d’expression”, *Annuaire international de justice constitutionnelle*, t. 11, Economica, 1995, p. 430. なお、2009年6月10日判決は、表現の自由を、「民主制の条件であり、他の権利および自由の尊重のための保障の1つ」とする (Conseil constitutionnel n° 2009-580 DC du 10 juin 2009, cons. 15.)。

る他の規範もしくは原則と調整するため」表現の自由の行使を規律する権限が認められている（1984年判決）からである。まさに、「憲法の諸原則はすべて同一の価値を有する以上、様々な基本権の間の均衡に配慮しながらそれらの原則を共存させなければならない<sup>54)</sup>」のである。

ところで、憲法院は立法府のこうした権限を、「公的自由の行使のために市民に認められる基本的保障」を法律事項とする1958年憲法34条1項の規定<sup>55)</sup>から導いているが、上述のように、1789年人権宣言11条もまた、市民が表現の自由の濫用について責任を負う場合を法律で定めるとしている。そして、この濫用（abus）という概念は、4条（「自由は、他人を害しないすべてのことをなしうることに存する。……」）および5条（「法律は、社会に有害な行為でなければ、禁止する権利を持たない。……」）の規定と関連づけてその意味を理解する必要がある。すなわち、「何が濫用であるかは、法律が、各人の自由を他人の自由と調和させることによって、また場合により、社会に有害な行為を禁止することによって決定する」<sup>56)</sup> こうして、「公序および第三者の権利を侵害する表現……の自由の行使の濫用を処罰するために罪刑を法定するのは、立法府の自由である」（2012年2月28日の憲法院判決<sup>57)</sup>）。

52) このことに関連して、ロリアヌヌ・ジョサンド（弁護士）の下記の言葉が想起されるべきである。「民主的國家においては、表現の自由があることで、代表者が人民の名において定立した法規範を批判することが可能となる。確かに代表者の主な任務は人権を確保することであるが、任務を果たしていない、あるいは濫用していると人権の享有主体が判断するならば、表現の自由を行使して、不平・不満を知らせることができるのである。その意味で、表現の自由は多元的社會において他の諸自由、とくに少数者の権利を保護する民主的の原則であると思われる。ここには、他の人権および民主的秩序の『基盤としての自由』という論理が見て取れる」（Lauriane Josende, *Liberté d'expression et démocratie*, Bruylant, 2010, pp. 154-155.）。

53) Cf. Bernard Beignier, Bertrand de Lamy et Emmanuel Dreyer (dir.), *Traité de droit de la presse et des médias*, Litec, 2009, pp. 103 et s.

54) Bertrand de Lamy, "La Constitution et la liberté de la presse", *Les nouveaux cahiers du Conseil constitutionnel*, n° 36, 2012, p. 23.

55) 同規定は、「法律は次の事項に関する規則を定める。——公民権、および公的自由の行使のために市民に認められる基本的保障。……」と定める。

56) Jean Morange, "La conception française de la liberté d'expression", Élisabeth Zoller (dir.), *La liberté d'expression aux États-Unis et en Europe*, Dalloz, 2008, pp. 158-159.

もとより、立法府の裁量は絶対無制約のものではありえず、憲法院の統制に服しうる。そして、この点に関し、憲法院は2009年6月10日判決を嚆矢として、「表現の自由の行使に対する侵害は、一般的利益に適った目的から見て必要であり (nécessaire), 適合しており (adapté), かつ均衡がとれて (proportionné) いなければならない」という比例原則を重視する姿勢を示している<sup>58)</sup>そこには欧州人権裁判所判決の影響を見て取ることができよう<sup>59)</sup>

さて、プレヴァン法は大統領の審署前に憲法院の審査に付されず、また、これまでQPCが憲法院に移送された例もないため、憲法院の判例は存在しない。但し、人種の憎悪扇動罪の規定については、2013年4月16日の破毀院判決において、憲法院へのQPCの移送を拒否するに際し、「表現の自由に対する侵害は、人種差別に対する闘いおよび公序の保護という立法府の追求する目的から見て、必要であり、適合しており、均衡がとれていると思われる」と述べ、比例原則にもとづく憲法判断にまで踏み込んだ解釈を行っているのが注目される<sup>60)</sup>

一方、人種の名誉毀損・侮辱罪の規定については、QPCが提起された趣旨が十分には理解しえないとして破毀院が憲法院への移送を拒否した事例が存在するだけであるが<sup>61)</sup>憲法学説では、表現の自由と、名誉の保護、無差別に対する権利、平等原則および公序の保護という相対立する要請の適切な調整を図ったものと評価する見解<sup>62)</sup>が主流であり、違憲論は見当たらない。

57) Conseil constitutionnel n° 2012-647 DC du 28 février 2012, cons. 5. 同判決は、法律によって認められたジェノサイドの存在に公然と異議を申し立てることを罰する規定を違憲としたものである。

58) Cf. Conseil constitutionnel n° 2009-580 DC du 10 juin 2009, cons. 15; n° 2010-3 QPC du 28 mai 2010, cons. 6; n° 2011-131 QPC du 20 mai 2011, cons. 3; n° 2012-282 QPC du 23 novembre 2012, cons. 30; n° 2012-647 DC du 28 février 2012, cons. 5; n° 2013-302 QPC du 12 avril 2013, cons. 4; n° 2013-319 QPC du 7 juin 2013, cons. 3.

59) 憲法院による比例原則の活用における欧州人権裁判所の影響について、建石真公子「フランス憲法院における比例原則による基本権保護——フランス的憲法伝統とヨーロッパ法の交錯——」比較法研究75号(2013年)237頁以下。

60) Cour de cassation chambre criminelle, 16 avril 2013, n° 13-9008.

## (2) 欧州人権条約 10 条との適合性

まず、欧州人権条約 10 条の全文を掲げておく<sup>63)</sup>「1 すべての者は、表現の自由に対する権利を有する。……2 1 の自由の行使については、義務および責任を伴い、法律で定める手続き、条件、制限または刑罰であって、国の安全、領土保全もしくは公共の安全のため、無秩序もしくは犯罪の防止のため、健康もしくは道徳の保護のため、他の者の信用もしくは権利の保護のため、秘密に受けた情報の暴露を防止するため、または司法機関の権威および公平性を維持するため民主的社會において必要なものを課することができる。」

ブレヴァン法の欧州人権条約 10 条との適合性については、これまで破毀院判決がたびたび出ているが、その中身を見る前に、関連判例として、欧州人権裁判所の 2003 年 6 月 24 日判決(ガロディ判決)を簡単に紹介したい<sup>64)</sup> 事案は、反ユダヤ主義的言説を弄したとして人種的名誉毀損罪、人種の憎悪扇動罪およびホロコースト否定罪に問われフランス国内で有罪判決が確定した著名なフランス人の哲学者が、有罪判決が欧州人権条約 10 条等に違反するとして欧州人権裁判所に申し立てを行ったというものである。人種的名誉毀損罪および人種的憎悪扇動罪に係る有罪判決について、裁判所は欧州人権条約 10 条に関する判例の法理に依拠して審査を行い、①表現の自由の行使への干渉が「法律」で定められ、②「無秩序もしくは犯罪の防止」と「他の者の信用もしくは権利の

61) Cour de cassation, chambre criminelle, 21 juin 2011, n° 11-82866. 侮辱の定義(出版自由法 29 条 2 項)については、「何人も、法律の定めた場合で、かつ、法律の命じた手続きによるのでなければ、訴追され、逮捕され、または拘禁されない。……」と定める 1789 年人権宣言 7 条、および、「法律は、厳格かつ明白に必要な刑罰でなければ、定めてはならず、何人も、犯罪行為に先立って制定され、公布され、かつ、適法に適用された法律によらなければ、処罰されえない」と定める同 8 条等に違反しないとした 2012 年 10 月 2 日の破毀院判決がある (Cour de cassation, chambre criminelle, 2 octobre 2012, n° 12-84932.)。

62) Droin, *supra* note 39, pp. 145 et s.

63) 本稿では、欧州人権条約の邦訳は奥脇直也(編集代表)『国際条約集 2008 年版』(有斐閣, 2008 年)に従う。

64) 詳細は、拙稿「ホロコースト否定論の主張の禁止と表現の自由——2003 年 6 月 24 日の欧州人権裁判所ガロディ判決 (Garaudy c. France 24 Juin 2003)——」愛媛法学会雑誌第 35 巻第 1・2・3・4 合併号 (2009 年) 53 頁以下を参照。

保護」という「正当な目的」を追求しており、かつ、③「民主的社会において必要な」干渉であるとして、申し立てを却下している。

このように、ガロディ判決では申立人に下された有罪判決が欧州人権条約10条に違反しないとされたが、一方、破毀院判決の中には、プレヴァン法の適用の審査だけでなく、同法自体の条約適合性——ある論者の表現を借りると、「抽象的な (abstraite) 適合性<sup>65)</sup>」——についても判示したと思われるものがある。例えば、1995年6月13日判決はこう述べている<sup>66)</sup>「欧州人権条約10条2項によると、表現の自由の行使は義務および責任を伴い、法律で定める条件、制限または刑罰であって、特に道徳および他の者の権利の保護のため民主的社会において必要なものを課することができる。そして、それが出版自由法24条6項(人種的憎悪扇動罪)および32条2項(人種的名誉毀損罪)の目的である。」条約の文言をほぼそのまま繰り返しただけの簡単なものであるが、破毀院が同様の判断を示した例は他にもある<sup>67)</sup>

なお、人種的名誉毀損・侮辱罪および人種的憎悪扇動罪の規定はいずれも、罪刑が明確かつ厳密な文言によって定められているため欧州人権条約7条(法にもとづかない処罰の禁止)に違反せず、また、被害者全員に保護が与えられるとともに刑罰が万人に適用されうるため同14条(差別の禁止)にも違反しないとされている<sup>68)</sup>

#### 4. 具体的事例

プレヴァン法が施行されて40年以上たつが、CNCDDHの年次報告書<sup>69)</sup>には、原則としてその前年に下された人種差別的表現に係る裁判所の有罪判決の数が

65) Detraz, *supra* note 10, p. 204.

66) Cour de cassation, chambre criminelle, 13 juin 1995, n° 93-82144.

67) 人種的侮辱罪および人種的憎悪扇動罪の規定について、Cour de cassation, chambre criminelle, 9 octobre 1995, n° 92-83890, ; 20 juin 2006, n° 05-86690.

68) Cour de cassation, chambre criminelle, 13 juin 1995, n° 93-82144 ; 9 octobre 1995, n° 92-83890.

69) Commission nationale consultative des droits de l'homme, *La lutte contre le racisme, l'antisémitisme et la xenophobe*. 報告書は1991年以降、毎年3月21日に公刊されている。



公表されている（不起訴処分および無罪判決の数は不明）。それによると、直近の5年間（2007年～2011年）で2,313件であり<sup>70)</sup>平均して1年間で約463件の計算になる。人種差別的表現の内訳は人種的侮辱が1,936件（全体の84%）と圧倒的に多く、人種的憎悪扇動（340件で全体の15%）、および人種的名誉毀損（37件で全体の1%）を大きく上回っている<sup>71)</sup>。

このように有罪判決だけでも膨大な数であるが、ここではケース・スタディとして、2002年のモラン事件およびデュードネ事件を取り上げたい<sup>72)</sup>両事件とも被告が著名人であったため社会の耳目を集めたが、裁判所の間で判断が分かれた限界事例であるという点でも興味深い。

### (1) モラン事件

本件は、日本でも名のよく知られたユダヤ系の哲学者で社会学者のエドガール・モランが、2002年4月のイスラエル軍によるジェニン侵攻を受け、同年6月4日付の『ル・モンド』紙に、サミ・ナイル（欧州議会議員）およびダニエル・サルナヴ（作家）と連名で「イスラエル・パレスチナ問題という癌 (Israël-Palestine : Le cancer)」と題するイスラエルを非難する長文の論説<sup>73)</sup>を発表したところ、精神的苦痛を受けたとするフランス・イスラエル協会（AFI）および

70) 2007年が481件、2008年が541件、2009年が485件、2010年が447件、そして2011年が359件である。

71) ホロコーストの否定に係る有罪判決の数は2007年以降、公表されていない。ちなみに、2003年が0件、2004年が1件、2005年が2件、2006年が3件である。

72) なお、1972年から1980年代半ば頃までの主要判例——数は現在と比べ遥かに少ない——については、林瑞枝「フランスの人種差別禁止法と表現の自由」部落解放研究第59号（1987年）20頁以下、および市原靖久「フランスの1972年人種差別禁止法」部落解放研究所編『世界はいま：諸外国の差別撤廃法と日本』（部落解放研究所、1985年）184頁以下を参照。

73) Edgar Morin avec Sami Nair et Danièle Sallenave, "Israël-Palestine : Le cancer", *Le monde* du 4 juin 2002. 全文がモランらの主宰するサイトに掲載されている (<http://www.intelligence-complexite.org/nc/fr/documents/les-documents-complexite-en-oeuvre/complexite-conscience-in-extenso.html>)。また、邦訳がある個人のブログに掲載されている (<http://d.hatena.ne.jp/fenestrae/20060318>)。



国境なき弁護士団 (ASF)<sup>74)</sup>の2団体が上記の3名および『ル・モンド』紙の発行人および発行責任者に対し、1団体につき1万5千ユーロの賠償および『ル・モンド』紙等への判決文の掲示を求める訴えを提起したというものである。本件は民事事件であるが、破毀院の判例によると、出版自由法の定める犯罪に係る損害賠償の訴えを不法行為責任に関する一般法である民法典1382条の規定にもとづき行うことはできないとされている<sup>75)</sup>ため、論説が出版自由法32条2項の人種的名誉毀損に当たるか否かが争点となった<sup>76)</sup>

原告が問題にしたのは次の2つの文章である。

「ほとんど想像し難いのは、人類史上もっとも長期にわたって迫害され、最大の屈辱や侮辱を受けてきた民を祖先に持つ逃亡者の国が、2世代の間に、『威圧的で自惚れに満ちた民』に変貌できるだけでなく、称賛に値する少数の人間を除き、侮辱することに満足を感じる傲慢な民に変貌できるということである。」

「ゲッターと呼ばれる隔離政策の犠牲者の子孫であるイスラエルのユダヤ人がパレスチナ人を孤立状態へと強いている。屈辱や侮辱を受け迫害されてきたユダヤ人が、パレスチナ人に屈辱や侮辱を与え迫害を行っている。非道な命令の被害者であったユダヤ人がパレスチナ人に非道な命令を強制している。残忍性の犠牲者であったユダヤ人が恐るべき残忍性を示している。あらゆる悪のスケープゴートとなったユダヤ人が、アラファトとパレスチナ自治政府とをスケープゴートに仕立て、テロを防止しなかったとして彼らをテロの責任者にしていく。」

これに対し、レジス・ドブレ、ピエール・ノラ、ポール・リクール、およびアラン・トゥレーヌら多くの著名な知識人が、ユダヤ人のモランが批判しているのはイスラエル国家、多数のイスラエル人であり、ユダヤ人への誹謗中傷は

74) ASFは国際的に有名なNGOとは無関係の団体である。

75) Cf. Droin, *supra* note 39, pp. 68 et s.

76) 原告は、論説のある一節が自爆テロの称賛(出版自由法24条4項)に当たるとも主張したが、1、2審とも、出版自由法はテロ称賛罪に係る団体訴権を認めていないと判示し、原告の訴えを退けている。

ないとして、訴訟に抗議するアピールを出した<sup>77)</sup>そして2004年5月12日、ナンテール大審裁判所は原告の訴えを退けるとともに、原告に被告への総額6千ユーロの支払いを命ずる判決を下した。判旨は以下のとおりである<sup>78)</sup>①当該文章を、著者が行っている考察の全体から切り離して評価すべきではない。②論説の中で、著者はイスラエルの歴史的根拠と現政権の対パレスチナ人政策との関連を自問し、アリエル・シャロン（当時の首相）が「自分たちは犠牲者であり続けてきたという意識」にもとづく一方的なヴィジョンの下で遂行してきた政策をきわめて辛辣に批判している。③当該文章は、激しい論争を引き起こして当然の事態を前にした著者の独自の分析と反応を明らかにした政治的メッセージを伝える文章の一部であり、イスラエルの対パレスチナ人政策に関する議論であって、ユダヤ人共同体の名誉・名声を侵害するいかなる事実も表示していない。

ところが、1年後の5月26日、ヴェルサイユ控訴院は原審判決を破棄し、各被告に1ユーロの損害賠償および『ル・モンド』紙への判決要旨の掲示を命じた<sup>79)</sup>判決によると、①最初の文章は、「イスラエルのユダヤ人全体が、自身の共通の歴史を尺度にしてパレスチナ人の行動を公然と非難することで彼らを侮辱し、そこから満足を得ている」という明確な事実を表示している、②2つ目の文章は、「単にイスラエルのユダヤ人だけでなく、ユダヤ人全体——ユダヤ人という言葉を呪文の口調で嘲るように繰り返していることから明らかである——が、自分たちが受けてきたのと全く同じ形態の迫害をパレスチナ人に対し行っている」という事実、および、「ユダヤ人全体が……テロの責任を負わせるため、アラファトおよびパレスチナ自治政府のきわめて冷酷で恥ずべき二枚舌の行動を非難している」という事実を表示している、③論説の他の文章が政治的議論における著者の個人的信念を表明するものであり、その持つ強い

77) 注73)に引用したモラン主宰のサイトによる。

78) Tribunal de Grande Instance de Nanterre, 12 mai 2004. 判旨の要約は、2004年5月14日付の『ル・モンド』紙 (*Le monde du 14 mai 2004*) の記事にもとづいている。

79) Cour d'appel de Versailles, 26 mai 2005.

論争の性格がイスラエル・パレスチナ紛争自体の性格によって正当化されるのに対し、当該文章はユダヤ人に関する名誉毀損的事実を表示しており、論争の枠を超えるものである、④ユダヤ人の行動に関する著者の一面的かつ極端な評価を考えると、善意の抗弁を認めることはできない。

このように、2審がユダヤ人という言葉が頻出する当該文章の内容を、イスラエル・パレスチナ紛争に関する政治的意見の表明である他の文章と切り離して評価したのに対し、2006年7月12日の破毀院第1民事部判決<sup>80)</sup>は、「イスラエル政府の対パレスチナ人政策を批判する論説の中の抜粋された当該言説は、国民または宗教への帰属を理由とするユダヤ人共同体全体の名誉または信用を毀損しうる明確な事実を何も表示しておらず、それはもっぱら思想上の議論に委ねられる意見の表明である」と述べ、出版自由法29条1項（名誉毀損の定義）、同32条2項（人種的名誉毀損罪）および欧州人権条約10条（表現の自由の保障）違反を理由に2審判決を破毀・無効とし、1審判決を支持した。他の多くの破毀院判決と同様、判示部分が至って簡略であるため、詳細は不明であるが、当該文章を論説全体の中で評価するアプローチをとったものと解される。

なお、破毀院判決の中には、イスラエル批判を標榜する言論をユダヤ人に対する中傷とみなしたものもある。例えば、前述のガロディ事件がそれであり、『イスラエルの政策を創設する諸神話（Les mythes fondateurs de la politique israélienne）』という著書の中の、「フランスとアメリカ合衆国にいるイスラエル・シオニストのロビイスト」が「法律の上に身を置いて内外のあらゆる権力濫用を合法化し、世界の統一性と平和を危地に陥れるために」、「600万人という神話」をはじめ数々の神話を捏造し、悪用してきたなどと論じた箇所について、パリ控訴院は、「ユダヤ人のロビー（lobby juif）」という言葉が使われていることに見られるように、被告のガロディは政策の責任者であるシオニストおよびイスラエルと、その受益者であるユダヤ人とを常に混同しており、「(著書

80) Cour de cassation, chambre civile, 12 juillet 2006, n° 05-17704, *Légipresse*, 2006, n° 237, pp.223 et s., note Geneviève Tillement.

の) 知的水準」および「特に近東において有するとされる被告の影響力」を考えると、こうした混同はユダヤ人共同体の名誉を毀損するものであると認定した。ガロディは、上告理由の中で、シオニストのロビー活動が適法とされている以上、それに関する論述も適法であると主張したが、破毀院は、ロビー活動の目的が「世界の統一性と平和を危地に陥れる」権力濫用の正当化にあるとされていることから人種的名誉毀損罪が成立するとして、原審判決を支持している<sup>81)</sup> ガロディの著書は、シオニズム運動とイスラエルの内外の行動とを正当化する諸イデオロギーが事実と反する神話に過ぎないことを論じたものであるが、全体としてホロコースト否定論の性格が強く、モランの論説と同列に扱うことはできない。

## (2) デュードネ事件

本件は、2002年1月23日付の『リオン・キャピタル (Lyon Capitale)』誌360号の「デュードネは存在するか?」と題するインタビュー記事<sup>82)</sup>において、春に実施される大統領選挙への立候補を表明していたユーモリスト (humoriste) のデュードネが反ユダヤ主義的発言を行ったとして、フランスユダヤ人学生連合 (UEFJ) の告訴にもとづきパリ検察当局が彼を人種的憎悪扇動罪および人種的侮辱罪の容疑で起訴し、中央長老会議 (フランスユダヤ人団体連合) が私訴原告人となったというものである<sup>83)</sup> インタビュー記事には全部で14の質問に対する発言が載っているが、罪に問われたのは、「マグレブ系移民第2世代 (Beurs) の若者の間で反ユダヤ主義が台頭していることをどう思うか?」という問いに対する下記の答えの太字の部分 (以下「当該発言」という) である。

81) 拙稿・前掲注64), 57頁。

82) 記事の全文が『リオン・キャピタル』誌のホームページに再録されている (<http://www.lyoncapitale.fr/Journal/France-monde/Actualite/Societe/L-ITW-dans-Lyon-Capitale-qui-a-fait-condamner-Dieudonne> 最終アクセス日2014年4月2日)。

83) なお、当初、単純名誉毀損罪の容疑でデュードネを訴えていた人種主義および反ユダヤ主義と闘う国際同盟 (LICRA) が訴えを取り下げ、本件の訴訟に加わったが、訴えを取り下げた団体は私訴原告人の資格を有しないとされた。

「人種差別を創造したのはアブラハムだ。『選ばれし民』、それは人種差別の始まりである。ムスリムは今日、反論の余地のない答えを返している。私にとって、ユダヤ人もムスリムも存在しない。だから反ユダヤ主義者は存在しない、なぜならユダヤ人が存在しないからだ。2つの観念とも馬鹿げている。誰もユダヤ人ではない、でなければ全員がユダヤ人ではない。私にはその歴史がまったく理解できない。私にとってユダヤ人たち (les juifs)、それはセクト (secte) であり、詐欺 (escroquerie) だ。それは最初のもので、最も重大なもの1つだ。ムスリムの中に、『聖戦』等のような概念を復活させることで同じ道を進んでいる者たちがいる。」

2003年11月9日、パリ軽罪裁判所はデュードネを無罪とし、翌年6月30日のパリ控訴院判決もそれを支持した。2審によると、当該発言は、差別という結果または暴力を引き出すための第三者への慫慂もしくは鼓舞を何も含んでおらず、人種的憎悪扇動罪は成立しない。また、人種的侮辱罪も成立しないとされるが、その理由を判決はこう述べている<sup>84)</sup>「ユダヤ人に向けられたセクトや詐欺という言葉が、それ自体として激烈で不快なものであるとしても、1審が行ったように、その言葉を記事の文脈の中に戻すべきである。そうすると、デュードネがどれほどコミュニタリズムという観念を拒絶し、人間の普遍性を促しているかが判明する。他の宗教、とりわけカトリック（リュスティゲの軽率な言葉を聞く<sup>85)</sup>）やイスラム教を同じく激しい言葉で批判することで、また同じ考えのもとに、『私にとって、ユダヤ人もムスリムも存在しない』と述べユダヤ人およびムスリムという観念を拒絶することで、デュードネは宗教的事柄の前提それ自体への敵意を示しているにすぎない。」

しかし、2005年3月15日に破毀院刑事部は、「(2審が) 当該発言が激烈で不快なものであり、罵言・侮言の1つであると認定しながら人種的侮辱罪の成

84) Cour d'appel de Paris, 30 juin 2004 (引用部分は後述する2005年3月15日の上告審判決にもとづいている)。

85) 括弧内の言葉はデュードネ発言からの引用であるが、リュスティゲとは、ユダヤ教から改宗したパリ大司教のジャン＝マリ・リュスティゲのことである。

立を否定したのは矛盾である」という上告人の申し立てを認容して2審判決の一部を破毀し、審理をやり直すようパリ控訴院に移送した（人種的憎悪扇動罪については無罪が確定）<sup>86)</sup>

だが、2006年2月9日、パリ控訴院は再び無罪判決を下した（移送先の裁判所は破毀院の法的判断に拘束されない<sup>87)</sup>）。判決の中で、パリ控訴院は、インタビュー記事の他の部分にも言及しつつ、「(マグレブ系移民第2世代の若者の間で反ユダヤ主義が台頭していることをどう思うかという) 質問に対する答えの中で、デュードネはムスリム、ユダヤ人どちらの肩も持たず、人種差別の原因を諸宗教に帰し、無神論を表明している」のであり、「(当該発言は) ユダヤ人共同体でなく、ユダヤ教を標的としたものである」こと、および、「デュードネは、ユダヤ教を——『最初の』一神教として特別の責任があるとしつつも——イスラム教およびカトリックと同様に厳しく非難している」ことを理由に、「当該発言は諸宗教の影響に関する理論的次元の議論の1つであり、人の集団を攻撃したものではない」と結論づけている。そして、以上の解釈は、「その全面的な反教権主義によって、彼は宗教的事柄の存在自体を否定するまでに至る」という記者のコメントによって補強されるとしている<sup>88)</sup>

これに対する2007年2月16日の破毀院大法廷判決<sup>89)</sup>を見る前に、破毀院のウェブ・サイトにギューデ報告裁判官の報告<sup>90)</sup>およびムトン検察官の意見<sup>91)</sup>が掲載されているので紹介しよう。

まず、ギューデ報告裁判官は、インタビューが大統領選挙への出馬の可能性

86) Cour de cassation chambre criminelle, 15 mars 2005, n° 04-84463.

87) 滝沢正『フランス法 第4版』（三省堂、2010年）196頁。

88) Cour d'appel de Paris, 9 février 2006 (引用部分は後述する2007年2月16日の上告審判決にもとづいている)。

89) Cour de cassation, Assemblée plénière, 16 février 2007, n° 06-81785.

90) Rapport de M. Gueudet (Conseiller rapporteur). [http://www.courdecassation.fr/jurisprudence\\_2/assemblee\\_pleniere\\_22/gueudet\\_conseiller\\_10167.html](http://www.courdecassation.fr/jurisprudence_2/assemblee_pleniere_22/gueudet_conseiller_10167.html)

91) Avis de M. Mouton (Avocat général). [http://www.courdecassation.fr/jurisprudence\\_2/assemblee\\_pleniere\\_22/mouton\\_avocat\\_10174.html](http://www.courdecassation.fr/jurisprudence_2/assemblee_pleniere_22/mouton_avocat_10174.html)

という政治状況の下で実施されたものであり<sup>92)</sup>、政治・社会問題に係る意見表明は認められるべきであるとしながらも、「記事に掲載された発言およびその不快さは実は、自ら分からないと公言するテーマについての意見表明の拙さを表すものであると指摘することで、1審の裁判官は寛大さを示した」、[控訴院は、発言者が見せかけの宗教批判の陰に隠れ、様々な概念の寄せ集めによってユダヤ人共同体の信用を傷つけなかったか探るべきではなかったであろうか]と述べて1、2審判決を批判する。というのも、裁判官は特定の共同体の構成員が攻撃を受けないよう、言説におけるあらゆる逸脱 (*dérapiage*) を厳格に監視すべきだからである。2審判決によると、デュードネはカトリックを非難しているとのことであるが、デュードネが難じたのはユダヤの出自で有名なりユスティゲ大司教だけであり、カトリックを批判してはいない。攻撃の標的はあくまでユダヤ人であり、ユダヤ教ではない。「ユダヤ人」は「ユダヤ教」とは異なる別の概念であり、「ユダヤ人=詐欺」という定式は伝統的な反ユダヤ主義を再現させるものであるとギューデは述べる。

一方、ムトン検察官によると、デュードネは質問に対する答えの前半で、「ユダヤ人 (*juifs*) もムスリムも存在しない」と断言し、人間の普遍性の名において人種差別および反ユダヤ主義の存在を否定する意見を表明しているが、「ユダヤ人たち (*les juifs*)、それはセクトであり、詐欺だ。それは最初のもので、最も重大なものの1つだ」という発言で突然、言葉遣い (*ton*) が変わる。「ユダヤ人共同体を構成するすべての諸個人」を意味する「ユダヤ人たち」という言葉の使用がそれであり、ユダヤ教を標的にしたものという控訴院の解釈は誤りである。また、控訴院は「最初のもの」を「最初の一神教」と解するが、これも誤りであり、「最初の詐欺」と解するのが正しい。こうして、「被告は理論的議論からユダヤ人共同体に対する侮辱的中傷へと位置を変えたのであり、それゆえ当該発言を反ユダヤ主義的と呼ぶことは可能であり、またそう

92) ギューデによると、従来の判例では、ユーモリストの風刺については表現の自由を重視する傾向が見られるが、デュードネの発言はユーモリストとしての立場からなされたものではない。



すべきである」とムトンは主張する。

以上のグューデおよびムトンの見解を踏まえ、破毀院大法廷は、「(当該発言は) 宗教的事柄に係る公益性を帯びた議論の性格を持つ自由な批判でなく、出生を理由とする人の集団に対する侮辱であり、その処罰は民主的社会における表現の自由に対する必要な制限であるにもかかわらず、控訴院は当該発言の意味および射程を誤解し、出版自由法 29 条 2 項 (侮辱の定義) および同 33 条 3 項 (人種的侮辱罪) の規定を尊重しなかった」として原判決を破毀し、ヴェルサイユ控訴院に事件を移送した (最初の移送と異なり、移送先の裁判所は破毀院の法的判断に拘束される<sup>93)</sup>)。破毀院の公式発表によると、「処罰は民主的社会における表現の自由に対する必要な制限である」という判断は、欧州人権条約 10 条に関する欧州人権裁判所の判例と照らし合わせてなされたものであるとされるが<sup>94)</sup> 欧州人権裁判所の判例との整合性については異なる見方をする論者<sup>95)</sup> もいる。いずれにせよ破毀院は、欧州人権裁判所への申し立てがなされる可能性にも留意しつつ当該発言の持つ意味および射程を精査することによって、表現の自由の保障と人種差別の禁止という相対立する要請の間に適切な均衡を図ろうとしたといえよう。

(2014 年 4 月 8 日脱稿)

---

93) 滝沢・前掲注 87), 197 頁。

94) Communiqué relative à l'arrêt n° 552 du 16 février 2007 ([http://www.courdecassation.fr/jurisprudence\\_2/assemblee\\_pleniere\\_22/arret\\_n\\_9913.html](http://www.courdecassation.fr/jurisprudence_2/assemblee_pleniere_22/arret_n_9913.html)).

95) エマニュエル・ドゥリユー (パリ第 2 大学教授) は、2006 年 1 月 31 日のジニエフスキ事件判決 (同判決につき、国際人権第 18 号 (2007 年) 142 頁以下所収の小泉洋一の解説を参照) 等に見られるように、欧州人権裁判所はこれまで表現の自由を重視しており、もし同裁判所が本事案を審理した場合、異なる判断が示される可能性があるとしている (Emmanuel Derieux, "Propos constitutifs d'une injure visant un groupe de personnes en raison de son origine", *La Semaine juridique*, 2007, II, 10047.)。